(4)「有料会員」とは、無料会員以外の者であって、当社と本サービスを利

変更前 変更後 cocrea 会員向け利用規約 cocrea 利用規約 この規約は、C-design 株式会社が提供する会員制サービス「cocrea (コク この規約(以下、「本規約」といいます。)は、C-design 株式会社(以下、 「当社」といいます。) が提供する会員制サービス「cocrea (コクリエ)」 リエ)」に関し、以下のとおり諸条件を定めるものです。「cocrea (コクリ を利用する者と当社との間で適用される諸条件を定めるものです。「cocrea エ)」の利用を希望する者は、本規約に同意の上、本サービスを申し込む (コクリエ)」の利用を希望する者は、本規約に同意の上、本サービスを ものとします。 申し込むものとします。 第1条 (定義) 第1条 (定義) 本規約において、使用される用語の定義は以下の各号のとおりとしま この cocrea 利用規約(以下「本規約」といいます。)で用いられる用語 す。 の定義は以下の各号のとおりとします。 (1) 「当社」とは、C-design 株式会社をいいます。 (2) 「会員」とは、本サービスの会員をいいます。 (1)「本サービス」とは、当社が提供する会員制サービス「cocrea (コクリ (3) 「本サービス」とは、当社が提供する会員制サービス「cocrea (コク エ)」をいいます。本サービスの内容は、本サービスのホームページ リエ)」をいいます。本サービスの内容は、本サービスのホームペー (https://cocrea.design/) に記載のとおりとします。なお、本サービス ジ (https://cocrea.design/) に記載のとおりとします。なお、本サービ は、構成サービスと紹介サービスによって構成されます。 スは、構成サービスと紹介サービスによって構成されます。 (2)「紹介者」とは、本サービスの無料会員となる見込みのある者を当社に (4) 「本契約」とは、当社と会員間における本サービスの利用契約をいい 紹介する者をいいます。 ます。 (3)「無料会員」とは、紹介者から本サービスの紹介を受けた者であって、 当社と本サービスを利用する契約を締結した者をいいます。無料会員 は、本サービスの月額会費を負担することなく本サービスを利用する ことができます。ただし、無料会員が、有償オプションサービス又は 紹介サービスを申し込んだときは、オプション代金又は紹介サービス 料が発生します。

変更前	変更後	
用する契約を締結した者をいいます。		
(5) 「会員」とは、無料会員と有料会員の総称をいいます。		
(6)「構成サービス」とは、当社が契約者として会員に提供するサービスを	(5) 「構成サービス」とは、当社が契約者として会員に提供するサービス	
いいます。	をいいます。	
(7)「紹介サービス」とは、当社が本提供会社を会員に紹介し、会員が本提	(6) 「紹介サービス」とは、当社が本提供会社を会員に紹介し、会員が本	
供会社との間で別途契約を締結して役務の提供を受けるサービスを	提供会社との間で別途契約を締結して役務の提供を受けるサービス	
いいます。	をいいます。	
(8)「本提供会社」とは、紹介サービスにおいて、会員に対してサービスを	(7) 「本提供会社」とは、紹介サービスにおいて、会員に対してサービス	
提供する者をいいます。	を提供する者をいいます。	
第2条(本サービスについて)	第2条(本サービスについて)	
1. 会員は、本サービスの一部メニューにつき会員価格の適用を受けるこ	1. 本サービスの内容は、本サービスのホームページに記載のとおりとし	
<u>とができます。</u>	<u>ます。</u>	
2. 会員は、自己の裁量と責任で、本提供会社との間で、紹介サービスに		
関する契約を締結することができるものとします。万が一、会員が本		
提供会社との紹介サービスに関する契約に関連して損害を被った場		
合においても、当社は一切責任を負わないものとします。		
3. 会員が、構成サービスを利用する際には、下記のリンクの URL に掲	2. 会員が、構成サービスを利用する際には、下記のリンクの URL に掲	
載される各サービス特約を遵守し、紹介サービスを利用する際には、	載される各サービス特約を遵守し、紹介サービスを利用する際には、	
当該サービスの規約を遵守するものとします。	当該紹介サービスの規約を遵守するものとします。	
(1) PC ヘルプデスクサービス (PC ヘルプデスクサービス特約:	(1) PC ヘルプデスクサービス(PC ヘルプデスクサービス特約:	
https://cocrea.design/covenant-pc/)	https://cocrea.design/covenant-pc/)	
(2) ビジネスコラボレーション (ビジネスコラボレーション特約:	(2) ビジネスコラボレーション (ビジネスコラボレーション特約:	
https://cocrea.design/covenant-business/)	https://cocrea.design/covenant-business/)	
(3) 士業オンライン相談サービス (士業オンライン相談サービス規約:	(3) 士業オンライン相談サービス (士業オンライン相談サービス規約:	
https://cocrea.design/terms/)	https://cocrea.design/terms/)	
(4) 士業コラムサービス(士業コラム特約: https://cocrea.design/covenant/)		

変更前	変更後
5. 構成サービス及び紹介サービスは、随時、追加、変更又は廃止となる	3. 構成サービス及び紹介サービスは、随時、追加、変更又は廃止となる
可能性があります。	可能性があります。
	4. 会員は、自己の裁量と責任で、本提供会社との間で、紹介サービスに
	関する契約を締結することができるものとします。万が一、会員が本
	提供会社との紹介サービスに関する契約に関連して損害を被った場
	<u>合においても、当社は一切責任を負わないものとします。</u>
第4条 (入会の承諾)	第4条(入会の承諾)
1. 当社が前条の申込みを承諾したときは、本サービスの利用を希望する	1. 当社が前条の申込みを承諾したときは、本サービスの利用を希望する
者に対して会員 ID を発行するものとします。当社による会員 ID の発	者に対して会員 ID を発行するものとします。 当社による会員 ID の発
行をもって、 <u>入会手続きの完了</u> とします。	行をもって、 <u>本契約の成立</u> とします。
2. 当社は、審査の結果、入会申込みをお受けできないことがあります。	2. 当社は、審査の結果、入会申込みをお受けできないことがあります。
3. 当社は、入会手続きの完了後、会員に対し、本サービスの提供開始日	3. 当社は、入会手続きの完了後、会員に対し、本サービスの提供開始日
を別途通知するものとします。	を別途通知するものとします。
第 6 条(<u>会費</u>)	第6条 (<u>本サービスの料金</u>)
1. 無料会員、有料会員ともに、本サービスの入会費は無料とします。	1. 本サービスの入会費は、無料とします。
2. 無料会員の本サービスの月額会費は無料とします。	2. 本サービスの月額会費は、本サービスのホームページに記載のとおり
3. 有料会員は、当社のウェブサイト上に定める月額会費を当社に支払う	<u>とします。</u>
<u>ものとします。</u>	
4. 月額会費の課金開始日は、有料会員に対する本サービスの提供開始日	
の属する月の翌月1日とします。	
第7条(オプション代金及び紹介サービス利用料金)	
1. 会員が、有償オプションサービスを申し込んだときは、オプション代	3. 会員が、有償オプションサービスを申し込んだときは、当該サービス
金を当社に支払うものとします。	の利用料金が発生します。
2. 会員が、本提供会社の提供する紹介サービスを申し込んだときは、紹	
介サービスの利用料金を本提供会社に支払うものとします。	
第8条(各種料金の支払)	

	-t	
変更前	変更後	
1. 会員は、当社指定の方法により、本サービスに関する各種料金を当社	4. 会員は、当社指定の方法により、 <u>前2項の</u> 各種料金を当社に支払うも	
に支払うものとします。ただし、申込書に別途記載のある場合は、当	のとします。ただし、 <u>当社と会員間で別途定めた場合は、この限りで</u>	
<u>該申込書の記載に従うものとします。</u>	<u>はありません。</u>	
2. 当社は、本サービスに関する各種料金の請求業務及び代金受領業務を	5. 当社は、本サービスに関する各種料金の請求業務及び代金受領業務を	
スターティア株式会社に委託 <u>します</u> 。	スターティア株式会社に委託することができるものとし、会員はこれ	
	を承諾するものとします。	
第 <u>9</u> 条(秘密保持)	第 7_条(秘密保持)	
(中略)	(中略)	
3. 前項の規定にかかわらず、当社及び会員は、以下の各号に該当する場	3. 前項の規定にかかわらず、当社及び会員は、以下の各号に該当する場	
合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができるものと	合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができるものと	
します。	します。	
(1) 自社又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律	(1) 自社又は関係会社の役職員 <u>もしく</u> は弁護士、会計士又は税理士等法律	
に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要	に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要	
であると合理的に判断される場合	であると合理的に判断される場合	
(2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則等	(2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則等	
に基づき開示を求められた場合、法令又は同規則等に基づき開示が必	に基づき開示を求められた場合、法令又は同規則等に基づき開示が必	
要とされている場合	要とされている場合	
(3) 当社が本提供会社又は構成サービスの再委託先に対して、本サービス	(3) 当社が本提供会社又は構成サービスの再委託先に対して、本サービス	
の提供に必要な範囲で情報を開示する場合	の提供に必要な範囲で情報を開示する場合	
(4) 当社が紹介者に対して、紹介料の支払いに必要な範囲で情報を開示す		
<u>る場合</u>		
(以下略)	(以下略)	
第 <u>10</u> 条(禁止事項)	第8条(禁止事項)	
第 11 条(権利義務の譲渡禁止)	第9条(権利義務の譲渡禁止)	
第 <u>12</u> 条(再委託)	第 <u>10</u> 条(再委託)	
当社は、本契約の義務の履行の一部又は全部を第三者に委託すること	当社は、 <u>本サービスの全部又は一部</u> を第三者に再委託することができ	

変更前	変更後		
ができるものとします。	るものとします。この場合、当社は、再委託先の行為を当社自身の行		
	為とみなし、会員に対して次条に基づく責任を負うものとします。		
第 <u>13</u> 条(損害賠償)	第 <u>11 条</u> (損害賠償)		
当社は、当社の故意又は重過失がある場合を除き、会員に対して損害	1. 当社が会員に対して負担する損害賠償は、当社の責めに基づく事由に		
賠償責任を負わないものとします。	よって会員が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとし		
	ます。当社は、いかなる場合においても、本サービスに付随又は関連		
	して生じる逸失利益、間接的もしくは特別な事情による損失及び損害		
	<u>について、一切責任を負わないものとします。</u>		
	2. 当社が会員に対して負担する損害賠償額の上限は、月額会費の1ヶ月		
	<u>分相当額とします。</u>		
	3. 会員が本契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は会員に対し		
	て、当社が被った通常の損害の賠償を請求できるものとします。		
第 <u>14</u> 条(契約期間)	第 <u>12</u> 条(契約期間)		
第 <u>15</u> 条(退会)	第 <u>13</u> 条(退会)		
(新設)	第14条(メンテナンス等による一時停止等)		
	1. 当社は、本サービスの保守・改修・点検・メンテナンスのため、会員		
	に事前に通知のうえ本サービスの使用を制限し、又は一時停止するこ		
	とができます。ただし、緊急を要する場合には、事前の通知は不要と		
	<u>します。</u>		
	2. 本サービスが当社の電気通信設備に著しい負荷を与えていると当社		
	が判断した場合、当社は、当該負荷が解消されるまでの間、本サービ		
	スに関するトラフィックの制限をし、又は利用の一時停止を行うこと		
	<u>ができます。</u>		
	3. 当社は、前2項の一時停止により会員及び第三者が損害を被ったと		
	しても、当社は一切の賠償責任を負いません。		
(新設)	<u>第15条(サービスの廃止)</u>		

変更前	変更後
	当社は、3ヶ月以上前に会員に通知することにより、本サービスの全
	- 部を廃止することができます。
第16条(通知義務)	第16条(通知義務)
会員は、商号、代表者、本店所在地等、会社の基本情報に変更があっ	1. 会員は、以下の各号のいずれかの会員情報に変更が生じたときは、遅
<u>た場合、</u> 遅滞なく当社に通知する <u>ものとします。</u>	滞なく <u>、</u> 当社に通知 <u>するとともに、当社から要請があったときは、変</u>
	更届等の必要書類を提出するものとします。
	(1) 商号又は名称
	(2) 住所
	(3) 電話番号
	(4) 電子メールアドレス
	2. 当社が、会員情報の住所、電話番号又は電子メールアドレス宛に通知
	したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなし
	<u>ます。</u>
	3. 会員が第1項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原
	因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申
	<u>し立てることができないものとします。</u>
第18条 (契約解除、期限の利益喪失)	第 18 条(契約解除、期限の利益喪失)
1. 当社又は会員は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催	1. 当社又は会員は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何らの催
告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。	告も要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
なお、本条による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げないものとし	なお、本条による本契約の解除は、損害賠償請求を妨げないものとし
ます。	ます。
(1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき	(1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
(2) 支払停止若しくは支払不能の状態におちいったとき	(2) 支払停止もしくは支払不能の状態におちいったとき
(3) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を	(3) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を
受けたとき	受けたとき
(4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公	(4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、又は公

	******		** * ** **
	変更前		変更後
	租公課の滞納処分を受けたとき		租公課の滞納処分を受けたとき
(5)	破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始	(5)	破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始
	の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。		の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
(6)	解散、会社分割、事業譲渡(全部又は重要な一部の譲渡に限る)又は合	(6)	解散、会社分割、事業譲渡(全部又は重要な一部の譲渡に限る)又は合
	併の決議をしたとき		併の決議をしたとき
(7)	資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が	(7)	資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が
	困難になるおそれがあると認められるとき		困難になるおそれがあると認められるとき
(8)	第10条(禁止行為)又は第17条(反社会的勢力の排除)のいずれか	(8)	第8条(禁止行為)又は第17条(反社会的勢力の排除)のいずれか
	に違反したとき		に違反したとき
	(以下略)		(以下略)
第 2	20条(残存条項)	第2	20条(残存条項)
	第 <u>9</u> 条(秘密保持)、第 <u>11</u> 条(権利義務の譲渡禁止)、第 <u>13</u> 条(損害		第 7_条(秘密保持)、第 9_条(権利義務の譲渡禁止)、第 11_条(損害
	賠償)、第17条(反社会的勢力の排除)第2項、第18条(契約解除、		賠償)、第17条(反社会的勢力の排除)第2項、第18条(契約解除、
	期限の利益喪失)第3項、本条、第21条(準拠法及び管轄合意)及		期限の利益喪失)第3項、本条及び第21条(準拠法及び管轄合意)
	び第22条(協議事項)の規定は、本契約の終了後も引き続きその効		乃至第24条(フリープランに関する特約)の規定は、本契約の終了
	力を有するものとします。		後も引き続きその効力を有するものとします。
(亲	f設)	第2	23条(提携事業者による紹介に関する特約)
		<u>1.</u>	第6条(本サービスの料金)第4項の規定にかかわらず、当社が定め
			る提携事業者より紹介を受けた者は、月額会費を負担することなく本
			サービスの Beginner プランを利用することができます。ただし、当該
			会員が、Beginner プランの上位プラン利用又は有償オプションサービ
			スを申し込んだときは、当該プランの月額会費又はオプション代金が
			発生するものとします。
		2.	当社は、第7条(秘密保持義務)第2項の規定にかかわらず、当社に
			会員の紹介を行った提携事業者に対して、紹介に関する事務作業に必
			要な範囲で、会員情報を開示できるものとします。

変更前	変更後
(新設)	第24条 (フリープランに関する特約)
	1. 本条は、当社が、会員に対して本サービスの無償版(以下「フリープ
	ラン」といいます。)を提供したときに適用される特約です。なお、
	フリープランで提供される本サービスは、サービスの一部が制限され
	<u>ることがあります。</u>
	2. 第11条(損害賠償)の規定にかかわらず、当社は、フリープランで提
	供される本サービスに関連して発生した損害について、会員に対して
	賠償責任を一切負わないものとします。
	3. 第15条(サービスの廃止)の規定にかかわらず、当社は、1ヶ月以
	上前に会員に通知することにより、フリープランで提供される本サー
	ビスの全部を廃止することができます。
2020年7月1日 制定	2020年7月1日 制定
2020年12月18日 改訂	2020年12月18日 改訂
	2021年5月22日 改訂
C-design 株式会社	C-design 株式会社